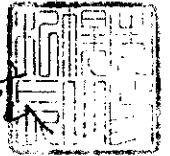


札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 99 号

札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。
- (2) 第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。
- (3) 第6条の3第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。
- (4) 第12条の2中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。
- (5) 第14条の2を削る。
- (6) 第19条の3第1項中「、第14条の2」を削り、同条第2項中「、第12条の2及び第14条の2」を「及び第12条の2」に改める。
- (7) 第20条中「、第6条の3、第9条」を削る。
- (8) 第21条中「、第10条」を「及び第10条」に改め、「及び第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。